

## 地域力創造グループの施策等について④

---

令和4年1月24日  
自治行政局国際室

# 「地域における多文化共生推進プラン」の概要

- 「地域における多文化共生推進プラン」は、地方公共団体における「多文化共生<sup>(注)</sup>の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定 ※旧プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
- 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえて、令和2年9月に改訂 ※改訂に当たって有識者による研究会を開催

**総務省において、地方公共団体が改訂後のプランを参照し、地域の実情を踏まえた「多文化共生に係る指針・計画」の策定・見直し等を行い、もってより一層の多文化共生施策を推進するよう依頼**（令和2年9月10日総行国第100号総務省自治行政局国際室長通知）

(注)「多文化共生」: 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

## 旧プラン (2006年)

### [施策]

#### ① コミュニケーション支援

地域における情報の多言語化  
日本語及び日本社会に関する学習支援

#### ② 生活支援

居住	教育
労働環境	医療・保健・福祉
防災	

#### ③ 多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発  
外国人住民の自立と社会参画

#### 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備  
地域における各主体の役割分担と連携・協働

## 改訂プラン (2020年)

### [施策]

#### ① コミュニケーション支援

行政・生活情報の多言語化 (ICTを活用)、相談体制の整備  
日本語教育の推進 生活オリエンテーションの実施

#### ② 生活支援

教育機会の確保	適正な労働環境の確保	災害時の支援体制の整備
医療・保健サービスの提供	子ども・子育て及び福祉サービスの提供	
住宅確保のための支援	感染症流行時における対応	

#### ③ 意識啓発と社会参画支援

多文化共生の意識啓発・醸成 外国人住民の社会参画支援

#### ④ 地域活性化の推進やグローバル化への対応

外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応  
留学生の地域における就職促進

#### 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の体制整備 地域における各主体との連携・協働

#### 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

# 多文化共生事例集（令和3年度版）の概要

## 背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を策定・周知

↓ 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化

令和2年9月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」を改訂

当該改訂を踏まえ、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外国人住民への影響等の対応に伴う、多文化共生の推進に係る新たな取組事例

改訂した内容を広く周知し、地方公共団体における多文化共生施策の推進を促進することが必要

## 多文化共生事例集（令和3年度版）

※総務省HPで公表しております。

### (1) コミュニケーション支援(17事例)

#### ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備(9事例)

- ・ 一元的相談窓口の開設・運営
- ・ 多言語翻訳機器を活用した多言語相談対応 など

#### ② 日本語教育の推進(6事例)

- ・ 日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流の場の創出
- ・ ICTを活用した外国人散在地域における日本語教室の運営 など

#### ③ 生活オリエンテーションの実施(2事例)

- ・ 生活設計支援冊子の作成
- ・ 地域に出向いた生活オリエンテーションの実施

### (2) 生活支援(53事例)

#### ① 教育機会の確保(12事例)

- ・ 就学前教室
- ・ 関係機関と連携した就学促進 など

#### ② 適正な労働環境の確保(9事例)

- ・ 技能実習生の受入環境の整備
- ・ 就業・定着支援 など

#### ③ 災害時の支援体制の整備(11事例)

- ・ 外国人防災リーダーの養成
- ・ 地方公共団体間の広域連携協定の締結 など

#### ④ 医療・保健サービスの提供(5事例)

- ・ 医療現場への「やさしい日本語」の導入と普及
- ・ メンタルヘルス相談、医療通訳派遣事業 など

#### ⑤ 子ども・子育て及び福祉サービスの提供(7事例)

- ・ 外国人保護者とのコミュニケーション支援ツールの作成
- ・ 外国人高齢者支援 など

#### ⑥ 住居確保のための支援(3事例)

- ・ 多言語対応が可能な不動産業者の紹介 など

#### ⑦ 感染症流行時における対応(6事例)

- ・ 動画を活用した情報発信
- ・ SNSを活用した関係機関・団体との情報共有 など

### (3) 意識啓発と社会参画支援(12事例)

#### ① 多文化共生の意識啓発・醸成(7事例)

- ・ 外国人住民向けのガイドブックの作成と日本人向けのワークショップの開催
- ・ 官民一体で企画・運営を行う外国人住民と日本人住民の交流イベントの開催 など

#### ② 外国人住民の社会参画支援(5事例)

- ・ 多文化共生キーパーソンを活用した地域づくり
- ・ 外国人コミュニティと地域や行政が連携して課題解決を目指す「外国人コミュニティ事業」の実施 など

### (4) 地域活性化の推進やグローバル化への対応(9事例)

#### ① 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応(4事例)

- ・ 観光分野における外国人住民の取組
- ・ 外国人材を活用したインバウンド誘致事業 など

#### ② 留学生の地域における就職促進(5事例)

- ・ 大学とハローワークとの留学生就職支援協定の締結
- ・ 市内企業への留学生の就職支援 など

### (5) 推進体制の整備等(6事例)

#### ① 多文化共生施策の推進体制の整備(3事例)

- ・ 多文化共生に係る連携体制の整備
- ・ 広域連携による外国人相談対応 など

#### ② 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定(3事例)

- ・ 幅広い主体と連携した指針・計画の策定
- ・ 指針・計画の策定後の評価・進捗管理 など

# 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和3年度改訂）の概要

〔令和3年6月15日〕  
外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

**我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。**  
**新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。**  
**今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。**

## 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
  - 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《**施策1**》
  - 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《**施策2**》
- (2)啓発活動等の実施
  - 全ての人々が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《**施策7**》
  - 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《**施策8**》

## 円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
  - 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《**施策9**》
  - FRESO/フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《**施策10**》
- (2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
  - 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《**施策21**》
  - 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《**施策22**》
  - 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《**施策23**》
  - 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《**施策27**》
  - 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《**施策28**》
  - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《**施策32**》

## ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
  - 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《**施策34**》
  - JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《**施策39**》
- (2)生活サービス環境の改善等
  - 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《**施策50**》
  - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《**施策56**》
  - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《**施策58**》
- (3)外国人の子供に係る対策
  - 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《**施策66**》
  - 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《**施策69**》
- (4)留学生の就職等の支援
  - 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《**施策79**》
  - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《**施策82**》
  - 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《**施策95**》
- (5)適正な労働環境等の確保
  - 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《**施策98**》
  - 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《**施策104**》
- (6)社会保険への加入促進等
  - 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《**施策110**》

## 非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
  - 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《**施策114**》
- (2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
  - 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《**施策118**》
  - 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《**施策119**》
  - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《**施策120**》
  - 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《**施策121**》
  - 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《**施策122**》
  - 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《**施策125**》
  - 困窮留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《**施策126**》
  - 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《**施策128**》

## 外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
  - 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《**施策123**（再掲）》
- (2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
  - 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用等の検討《**施策134**》
  - 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《**施策141**》
- (3)悪質な仲介事業者等の排除
  - 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《**施策156**》
- (4)海外における日本語教育基盤の充実等
  - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《**施策161**》

## 共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- (1)在留資格手続の円滑化・迅速化
  - 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《**施策163**》
  - 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《**施策164**》
  - 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《**施策166**》
- (2)在留管理基盤の強化
  - 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の住居地情報の整備《**施策170**》
- (3)留学生の在籍管理の徹底
  - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《**施策179**》
- (4)技能実習制度の更なる適正化
  - 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《**施策97**（再掲）》
  - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《**施策184**》
  - 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《**施策186**》
  - 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転職支援《**施策187**》
  - 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《**施策188**》
- (5)不法滞在者等への対策強化
  - 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《**施策189**》

※1：下線は総合的対応策（令和2年度改訂）からの変更、※2：施策番号が赤字のものは新規施策

## 【生活維持に係る支援】

### 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

○新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、児童1人当たり一律5万円を支給

【ひとり親世帯分】※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象分の給付金を既に受けている者を除く。

- 対象者：①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者（中長期在留者等の外国人を含む。）※全ての自治体で支給済み
- ②公的年金等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（中長期在留者等の外国人を含む。）※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者（中長期在留者等の外国人を含む。）

【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

- 対象者：①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（中長期在留者等の外国人を含む。）※申請不要
- ②①のほか、対象児童（令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（中長期在留者等の外国人を含む。）
  - ※令和3年4月以降令和4年2月までに生まれる新生児も対象とする。
  - ・令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である者
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

## 高等教育修学支援

- 家計が急変した学生等に対する授業料減免や給付型・貸与型奨学金を通じた支援
- 対象者：授業料等の支払いが困難である学生（外国人のうち、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者のうち永住する意思があると認められた者を含む。外国人留学生については、別途奨学金制度を通じて支援）

## 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料の減免等

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）等の減免を行った市町村等への支援
- 対象者：国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 国民年金保険料の免除

- 感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除
- 対象者：国民年金の被保険者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 個人向け緊急小口資金等の特例貸付

- 【緊急小口資金】
- 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の小口の貸付（貸付上限額：20万円以内）
- 対象：休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

【総合支援資金】

- 生活の立て直しが必要な場合に継続して支援（2人以上世帯20万円以内。原則3か月以内）
- 対象：低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯（中長期在留者等の外国人の世帯員がいる世帯を含む。）

## 住居確保給付金の対象範囲の拡大

- 離職等や自己の責に帰さない理由等による就業機会の減少により経済的に困窮し、住居を失った者又はそのおそれがある者に対し、所要の求職活動等を条件に住居確保給付金を支給
- 対象者：離職・廃業後2年以内又は休業等により、収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者で、給付要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 公営住宅等の入居者等への柔軟な対応

- 公営住宅について、事業主体に対し、既入居者に対する家賃支払いの猶予、家賃減免等の負担軽減措置や、入居希望者に対する保証人の免除など、入居要件の弾力的取扱いなどの柔軟な対応を要請
- UR賃貸住宅について、生活困窮者に対する行政窓口の紹介や、滞納家賃の分割支払いの協議など、柔軟な対応を実施
- 対象者：公営住宅・UR賃貸住宅の入居者・入居希望者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【生活維持に係る支援】

### 生活保護

- 現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施
- 対象者：資産、能力等全てを活用してもなお生活に困窮する方（外国人のうち、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない者（永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格を有する者、特別永住者、入管法上の認定難民等）に限る。）

## 【事業継続に係る支援】

### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

### 国税・地方税徴収の猶予制度

- 1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）
  - 延滞税が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税することが困難な者（中長期在留者等の外国人を含む。）

## 【就労に係る支援】

### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は最大15,000円、助成率は最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト労働者等のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対して支給
- 休業前賃金の原則80%（月額上限最大33万円、休業実績に応じて支給）
- 対象者：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者と大企業に雇用されるシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（雇用保険の被保険者でない方も対象であり、中長期在留者等の外国人を含む。）

### 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

- 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった委託を受けて個人で仕事をする保護者に対し、仕事ができなかった日について、1日当たり6,750円（定額）支給（ただし、申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に住所を有する方は7,500円（定額））
- 対象：次の①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった、委託を受けて個人で仕事をする保護者
  - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども
  - ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども
- 対象期間：仕事ができなかった日が令和3年8月1日から同年12月31日までの期間分

### 雇用保険の求職者給付

- 失業された方が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職出来るよう求職活動を支援
- 対象者：雇用保険の被保険者であって、受給要件を満たす者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 実習が継続困難となった技能実習生等に対する就労の維持

- 解雇等された外国人の情報を職業紹介機関に提供することによる迅速かつ効率的なマッチング
- 在留資格「特定活動（就労可）」の付与（更新可）、人手不足分野の異業種への転職や特定技能への円滑な移行支援
- 対象者：感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、技能実習を修了し、帰国が困難な元技能実習生等

## 【在留関係諸申請に係る取扱い】

### 在留資格認定証明書の有効期間等の延長

#### 【在留資格認定証明書の有効期間の延長】

- 在留資格認定証明書の有効期間について、以下のとおり取り扱う（令和3年7月5日変更）。
  - ・作成日が2020年1月1日から2021年7月31日まで → 2022年1月31日まで
  - ・作成日が2021年8月1日から2022年1月31日まで → 作成日から「6か月間」有効
- ※なお、前回の申請内容から変更がなく、2022年7月31日以降で当庁が別途指定する日までに在留資格認定証明書交付申請をする場合は、原則として、①交付済みの在留資格認定証明書（原本又は写し）及び②受入機関等が作成した理由書を提出すれば速やかに新たな在留資格認定証明書を交付する。

#### 【再入国許可による出国中に再入国許可の有効期間の満了日が経過した永住者への対応】

- 入国制限措置が解除された日の6か月後以降、出入国在留管理庁が別途指定する日までに査証申請した者は、再度日本に入国する際、入国時に「永住者」の在留資格を付与

### 帰国困難者等への対応

- 感染症の影響による帰国困難者等につき、在留・就労等の継続を可能とする許可（短期滞在者等への資格外活動許可を含む。）

# 新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策②（受入れ機関への支援）

令和3年12月1日現在

## 出入国在留管理庁作成資料

### 〔雇用維持・事業継続に係る支援〕

#### 雇用調整助成金の特例措置の拡大

- アルバイト等、雇用保険被保険者でない労働者の休業への助成金支給対象の拡大
- 休業等の上限額・助成率の引上げ（上限額は最大15,000円、助成率は最大100%）
- 対象：感染症の影響を受ける事業主（中長期在留者等の外国人、外国人を雇用する者を含む。）

#### 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

- 小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に対して、支払った賃金額の10/10を助成  
※助成金の日額上限は1日あたり13,500円（ただし、申請する休暇の期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に事業所のある企業については、日額上限は1日あたり15,000円）
- 対象：次の①又は②の子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主
  - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども
  - ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども
- 対象期間：令和3年8月1日から同年12月31日の間に取得した有給の休暇分

#### 両立支援等対応助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別有給休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別有給休暇を4時間以上利用した労働者が出た事業主を助成  
労働者1人当たり5万円  
1事業主につき10人まで（上限50万円）
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者が取得できる特別有給休暇を規定し、小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みを導入・社内周知し、労働者1人につき特別有給休暇を4時間以上取得させた事業主  
※法定の年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要  
※令和3年9月30日までの休暇が対象

#### 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））

- 介護のための有給の休暇制度を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主に対して助成  
労働者1人当たり  
取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円  
取得した休暇日数が合計10日以上 35万円  
※1中小企業事業主当たり5人まで支給
- 対象：新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる介護のための有給の休暇制度を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を社内に周知し、労働者に当該休暇を取得させた中小企業事業主  
※所定労働日の20日以上取得できる制度であることが必要  
※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要

#### 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得に係る助成金

- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、一定の休暇を取得させた事業主に対して助成
- 対象：事業主（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に、有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備し、社内に周知し、当該休暇を取得させた場合）  
制度導入に係る助成：新たに制度を整備・周知し、5日以上の休暇取得者が出たとき 15万円（1回限り）  
制度利用に係る助成：20日以上休暇取得者が出たとき 28.5万円（5人まで）

#### 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- 地方自治体が実施する感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援

### 〔資金繰りに係る支援〕

#### 中堅・大企業の資金繰り支援

- 指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫によるツーステップローン等を通じた危機対応業務を実施
- 対象：中堅企業、大企業（外国人を雇用する企業を含む。）

#### 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

- 感染症の影響を受けて業況が悪化した中小企業・小規模事業者等に対し、日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス特別貸付、商工組合中央金庫による危機対応融資を実施。これらを利用した事業者のうち、特に売上が急減した事業者は、当初3年間実質無利子・無担保の対象となる。
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

#### 資本金性資金供給

- キャッシュフローが不足するスタートアップ企業や一時的に財務状況が悪化した企業再建に取り組む持続可能な企業に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等において、長期間元本返済がなく、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金性劣後ローンを供給
- 対象：中小企業、小規模事業者（外国人を雇用する企業を含む。）等、フリーランスを含む個人事業者（中長期在留者等の外国人を含む。）

### 〔税制措置、支払猶予等〕

#### 国税・地方税徴収、厚生年金保険料等の納付の猶予制度

- 1年間、徴収・納付猶予（分割納付）できる制度（状況に応じて更に猶予が延長できる場合がある。）  
延滞税（金）が軽減され、担保の提供が不要となる場合がある（国税、厚生年金保険料等については原則不要。地方税については都道府県、市町村の窓口にお問い合わせください。）。
- 対象者：新型コロナウイルス感染症等により、一時に納税、納付することが困難な者（外国人を雇用する企業を含む。）

#### 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定

- 新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能とすること及び既に特例改定を受けた方のうち、一定の要件に該当する場合は令和3年9月から適用された定時決定を特例により変更可能とする措置
- 対象者：次の①～③のいずれかに該当する方が対象（被保険者資格を有する外国人を含む。）
  - ①令和3年4月から7月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例  
（届出期間は令和3年9月末をもって終了）  
（※次の全てに該当する方が対象）
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和3年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
    - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
    - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
  - ②令和3年8月から12月までの間に休業により報酬が著しく低下した方の特例  
（※次の全てに該当する方が対象）
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和3年8月から令和3年12月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
    - ・著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）に該当する標準報酬月額が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
    - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方
  - ③令和2年6月から令和3年5月までに休業により著しく報酬が低下し特例改定を受けている方の特例  
（※次の全てに該当する方が対象）
    - ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む。）があったことにより、令和2年6月から令和3年5月までに報酬が著しく低下し、特例改定を受けた方  
（令和2年度において、定時決定における保険者算定の特例を受けた方を含む・休業が回復した者を除く。）
    - ・令和3年8月に支払われた報酬の総額に該当する標準報酬月額が、9月の定時決定で決定された標準報酬月額に比べて2等級以上低い方
    - ・本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している方

#### 電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払猶予等の要請

- 感染症の影響により、電気・ガス・電話・水道料金、NHK受信料の支払いに困難な事情がある契約者につき、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者へ要請
- NHK受信料について、相談窓口を設置するとともに、負担軽減措置を実施
- 対象者：電気・ガス・電話・水道・NHK受信契約の契約者（外国人を雇用する企業を含む。）

# 地域における多文化共生の推進に係る地方財政措置

○「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和3年6月15日関係閣僚会議決定)等も踏まえながら、地方公共団体においても多文化共生の推進に係る取組を行う必要があることから、次に掲げる地方財政措置を講じることとしている。

## <地方単独事業分>

措置項目	地財措置
<b>①行政情報・生活情報の多言語化の推進に要する経費</b> 対象経費：相談窓口での通訳業務の委託費・翻訳機器（タブレット端末等）の配備費、行政・生活情報の翻訳経費 等	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>②先進的な地方自治体の取組事例の横展開に要する経費</b> 対象経費：多文化共生アドバイザーの活動経費（旅費等）、多文化共生地域会議への出席旅費 等	
<b>③地域に出向いて行う生活オリエンテーション等の実施に要する経費</b> 対象経費：相談員や通訳の派遣経費、在住外国人向け出前講座の開催経費 等	
<b>④災害時における外国人への情報伝達や外国人向け防災対策に要する経費</b> 対象経費：災害・防災情報の翻訳経費、外国人向け防災訓練や災害時に外国人対応を行う人材の養成のための経費、災害多言語支援センター等の設置・運営経費 等	(都道府県分・市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>⑤定住外国人子弟等*に対する就学支援策に要する経費</b> 対象経費（拡充分）：就学状況、通学等の状況の調査経費、不就学児童の把握のために行う訪問や電話等による調査経費、就学ガイダンスの実施経費、就学パンフレットの作成・配布経費 等 ※新たに、日本語教育が必要な日本国籍の者も対象に含むこととした	

## <国庫補助事業分>

措置項目	地財措置
<b>⑥一元的相談窓口の運営に係る地方負担</b> ○外国人受入環境整備交付金（法務省所管）を活用して運営する一元的相談窓口に係る地方負担 【参考】補助率：整備費 10/10、運営費 1/2 (R3当初予算：11億円)	(都道府県分) <b>普通交付税措置</b>
	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>
<b>⑦外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業に係る地方負担</b> ○文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）（文化庁所管）に係る事業の地方負担 【参考】補助率：1/2 (R3当初予算：5億円)	(市町村分) <b>特別交付税措置</b>

■ 上記のほか、普通交付税の包括算定経費(国際化推進対策費)において、在住外国人支援等に要する経費※を措置(県分・市町村分)

※ 外国人向け情報誌・パンフレット等作成、外国語表記案内板・標識等設置、在住外国人向け日本語講座、外国人相談活動、外国人による国際理解講座 等  
 (R3措置額 標準団体当たり 県分:18百万円、市町村分:5百万円)

# J E Tプログラムの一層の活用 (令和3年8月25日付け総務・外務・文科省事務連絡)

## ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍(令和元年度:1,005自治体等が任用、30か国、5,234人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は令和2年度より、中学校は令和3年度より全面実施。高等学校は令和4年度より年次進行で実施。)を踏まえ、一層の活用

## CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、これまで国際交流関係事務、地域住民の異文化理解のための交流活動等の業務に従事
- ・近年では、多文化共生や外国人住民への支援、海外販路開拓等の業務分野においても従事するケースも出てきており、一層の活用(令和元年度:275自治体等が任用、42か国、514人)



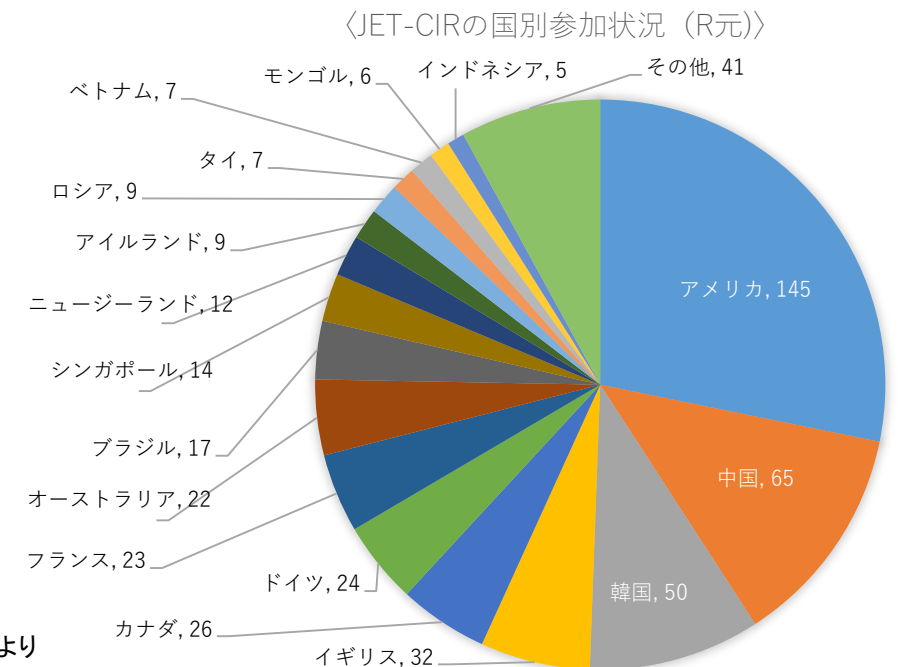
外国人観光客に清酒を勧めるイギリス人CIR(兵庫県伊丹市)



海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR(兵庫県豊岡市)



小学校での母語教室で子どもたちと触れ合うブラジル人CIR(滋賀県彦根市)  
※各事例は「国際交流院(CIR)活用事例集2018」より



## SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツを通じた国際交流が注目されていることから一層の活用(令和元年度:11自治体等が任用、9か国、13人)

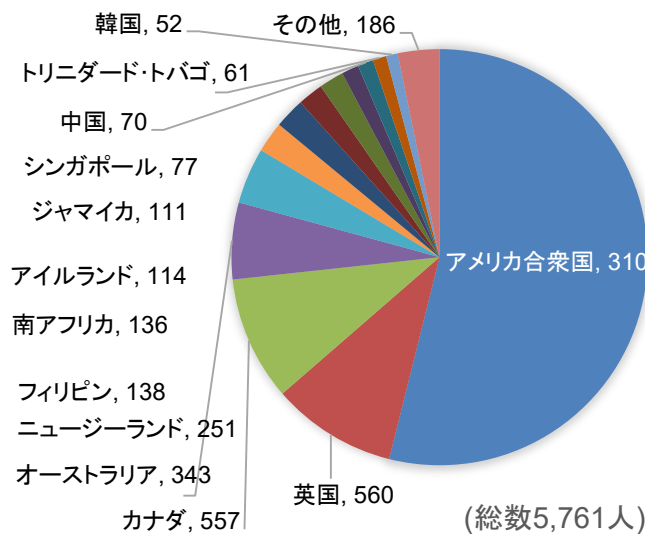


# J E Tプログラム ( "The Japan Exchange and Teaching Programme" )

JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際業務に活用するプログラム  
 ⇒令和4年で**設立36年**:累計で世界75か国から約7万人の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**  
 ⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

## (1) 令和元年度の状況

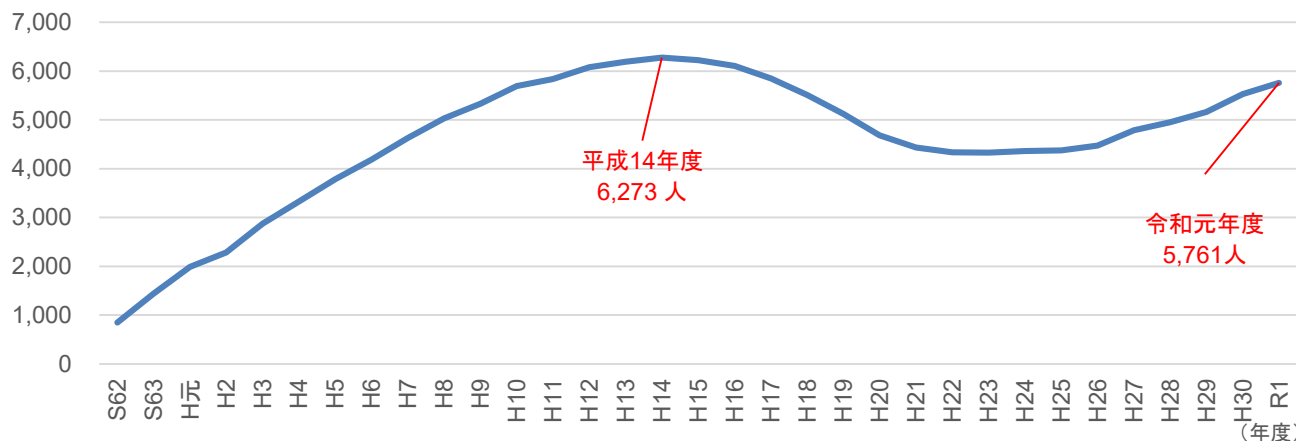
### ◆ 招致国別の内訳



### ◆ 職種別内訳

- ◆ **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : **5,234人**  
 ⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- ◆ **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : **514人**  
 ⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- ◆ **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : **13人**  
 ⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

### ◆ 招致人数の推移



※令和元年度招致人数は、「令和元年度語学指導等を行う外国青年招致事業」の参加者数(R1.7.1時点)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当初、令和2年度に来日予定であった者の一部の来日が令和3年度以降に先延ばしになる等のため、令和元年度の数値を使用。

## (2) 地方財政措置

### ◆ 都道府県

(金額は令和3年度)

- ◆ 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置  
 (標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- ◆ 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置  
 (算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

### ◆ 市町村

- ◆ 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置  
 (標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- ◆ JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置  
 (算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28~ 特別交付税措置(市町村分))

### ＜業務内容例＞

- ◆ JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- ◆ 緊急事態(病気、事故等)への対応支援
- ◆ JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援

# ロシアとの自治体間交流の促進事業

## (1) 背景

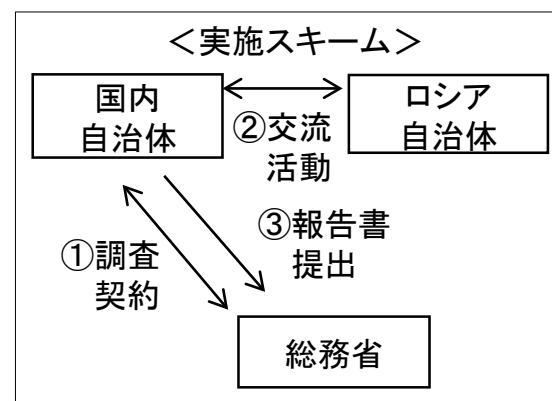
- 日本とロシアの更なる関係強化を図るため、平成28年5月に安倍総理(当時)からプーチン大統領に提示した8項目の「協カプラン」に「人的交流の抜本的拡大」が掲げられ、その主な取組の一つとして「地域間交流」が位置づけられた。
- 平成30年5月～令和元年6月、人的交流の拡大に向けた方策の一つとして、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」(「日露交流年」)を相互開催。
- 令和元年6月、日本国外務省及びロシア連邦経済発展省の間で、政治、経済、文化、科学、教育、青年、スポーツ、自治体間交流などの分野における日露の地域交流の一層の進化及び発展等を目指し、「日露地域・姉妹都市交流年」(令和2年(2020年)～令和3年(2021年)※)の開催に係る覚書を締結。 ※令和4年(2022年)への延長を両国が合意
- 総務省としても、両国の自治体間交流における新規の交流開始や既存の交流拡大等に向け、先進的な日露交流事業に係る地方自治体への委託事業を実施しており、「日露地域・姉妹都市交流年」における交流を後押し。

## (2) 事業の概要

- 新規交流事業(新たな自治体間交流の開始に係る事業)  
: 上限5百万円
  - 交流拡大事業(既存の交流自治体と新たな観点で交流する事業)  
: 上限3百万円
- ※新規か拡大かは、自治体間交流に係る協定や覚書等の締結状況により判断

### ■ 対象経費

- a 交流開始に向けた調整等に係る現地訪問に要する経費(旅費、通訳費等)
- b 交流イベント等の開催に要する経費(会場・備品費、広報費等)
- c 通信運搬費、報告書作成費 等



## 参考

- これまでの活用実績：  
平成29年度：5事業(新規交流4事業、交流拡大1事業)  
平成30年度：7事業(新規交流5事業、交流拡大2事業)  
令和元年度：6事業(新規交流3事業、交流拡大3事業)  
令和2年度：5事業(新規交流3事業、交流拡大2事業)  
令和3年度：6事業(新規交流2事業、交流拡大4事業)  
※令和3年度は採択済みの事業数
- 日露間の姉妹都市交流の状況：48件
- 8項目の「協カプラン」  
①健康寿命の伸長、②快適・清潔で住みやすく、活動しやすい都市作り、③中小企業交流・協力の抜本的拡大、④エネルギー、⑤ロシアの産業多様化・生産性向上、⑥極東の産業振興・輸出基地化、⑦先端技術協力、⑧人的交流の抜本的拡大(地域間交流等)

# 中南米日系社会と国内自治体との連携促進事業

## (1) 背景

- 安倍総理(当時)による中南米諸国訪問(平成26年及び28年)を契機に、政府内で中南米地域との交流に向けた取組を推進
  - 官邸に「中南米経済・文化交流促進会議」を設置。(議長:西村内閣官房副長官(当時))
  - 「中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会」(外務省設置)において、地方公共団体と中南米日系社会との連携強化のための施策を含めた今後の具体的対応策等について提言。(平成29年5月)

## (2) 事業の概要

- 中南米諸国における自治体ゆかりのコミュニティの新たな担い手育成に向け、若い世代の日系人や留学・就業経験等により日本と関係のある現地人材との交流を強化・促進するための調査を、地方自治体に委託して実施

【対象事業】(一事業あたり上限5百万円)

地方自治体を実施する県人会等への若い世代の加入促進などの県人会等の活動の活性化・持続化を図る取組

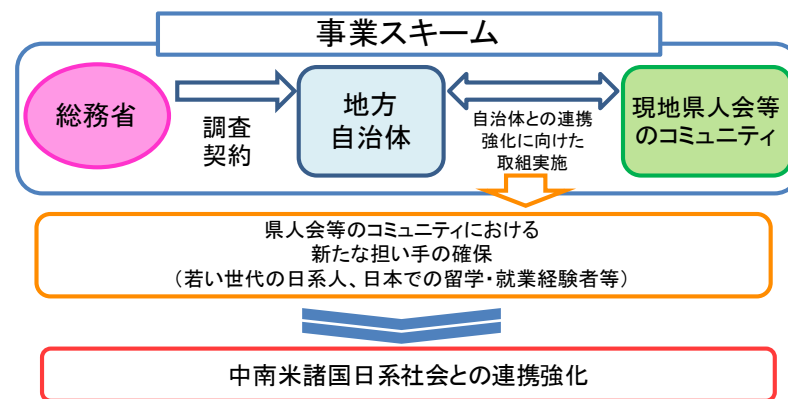
〔具体例:中南米諸国での県人会への加入促進に向けたPRイベントの実施  
県人会の若手会員や現地の若い世代の日系人の招聘 等〕

### 【対象経費】

- ・会場費
- ・広報費
- ・車両借上料
- ・通訳料
- ・旅費(※) 等

※事業の実施に不可欠な  
スタッフや参加者に係る旅費

### 【事業スキーム図】



## 参考

- これまでの活用実績:
  - 平成30年度 :5事業
  - 令和元年度 :5事業
  - 令和2年度 :4事業
  - 令和3年度 :9事業(採択済み事業数)

- 政府方針における位置付け:

成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日)  
(別添)成長戦略フォローアップ工程表

- 2018年に開始された日系四世の受入れ制度も念頭に、中南米諸国などの若手日系人の活力を日本経済・社会に取り込むため、招へい事業の推進等を通じた訪日の促進、来日前後での日本語教育を通じた受入環境整備
- 地方公共団体等とも連携した、日系社会とのネットワーク強化のための施策等の推進